# 学位論文審查実施要領

大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 2021年4月1日

# 目次

A.課程博士	
1. 学位授与申請	1
1-1申請資格	
1-2申請手続	
1-3申請期限	
1-4公表手続	
2.学位授与の審査	4
2-1審査に至る手続と審査	
2-2学位論文審査委員会の任務	
3.学位授与の審議	5
4.学位の授与	5
B.論文博士	
1.学位授与申請	6
1-1申請資格	
1-2申請手続	
1-3審査料	
1-4申請	
1-5公表手続	
2. 学位授与の審査	8
2-1審査に至る手続と審査	
2-2学位論文審査委員会の任務	
3.学位授与の審議	10
4.学位の授与	10
C.修士	
1.学位授与申請	11
1-1申請資格	
1-2申請手続	
1-3申請期限	
2.学位授与の審査	11
3.学位授与の審議	12
4.学位の授与	
補則・附則	13

# 学位論文審査実施要領

# A. 課程博士 (学位規程第3条第2項)

#### 1. 学位授与申請

#### 1-1 申請資格

学位授与を申請できる者の資格は次のとおりとする。

- 資格1 本学大学院生命環境科学研究科博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)に 在学中の者のうち、学位論文審査終了時までに、博士後期課程の在学期間が3年に 達し、かつ、所定の単位を修得する見込みであることが申請しようとする者の研 究指導教授により認められた者。(学位規程第5条第2項に該当)
- 資格2 博士後期課程に在学中で、在学期間が3年を越える者のうち、既に所定の単位を 修得した者、または学位論文審査終了時までに所定の単位を修得する見込みであ ることが申請しようとする者の研究指導教授により認められた者。(学位規程第5 条第2項に該当)
- 資格3 博士後期課程に在学中で、学位論文審査終了時までに、博士前期課程と博士後期 課程の在学期間が合わせて3年以上経過し、かつ、所定の単位を修得する見込みで あることが申請しようとする者の研究指導教授により認められ、生命環境科学研 究科会議(以下「研究科会議」という。)において、大学院学則第18条第1項ただし 書きにおける特例として認められた者。(学位規程第5条第2項に該当)
- 資格4 博士後期課程に在学中で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると生命 環境科学研究科(以下「本研究科」という。)により認められ入学し、学位論文 審査終了時までに、在学期間が1年以上経過し、かつ、所定の単位を修得する見込 みであることが申請しようとする者の研究指導教授により認められ、研究科会議 において大学院学則第18条第2項ただし書きにおける特例として認められた者。 (学位規程第5条第2項に該当)
- 資格5 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者のうち、退学 後1年以内に学位論文の審査が終了する見込みであることが研究科会議において認 められた者。(大学院学則第20条第2項および学位規程第5条第3項に該当)
- ◎ 獣医学博士課程においては、「博士後期課程」を「博士課程」に、資格1, 2, 5については「3年」を「4年」に、資格3については「博士前期課程と博士後期課程の在学期間が合わせて3年以上」を「獣医学博士課程の在学期間が3年以上」と、それぞれ読み替える。また、資格4については獣医学博士課程には適用しない。
- ◎ 資格3・4の申請者は、資格審査委員会で学位授与申請資格を認定されたのち、申請手 続をすること。

#### 1-2 申請手続

学位授与を申請する者は、あらかじめ研究指導教員から、申請を行うことについて承認を得たのち、次の書類等を生命環境科学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出し、学長に申請する。この場合、申請の承認を求められた研究指導教員は、所属する専攻の教授(専攻長)[関連のある他専攻の教授(専攻長)を含む場合がある]と協議して、承認の可否を決定する。

申請者は下記の書類等を教育推進課又はりんくうキャンパス事務所に提出すること。

(i) 学位授与申請書 1部

申請資格1、2、3、4の該当者:様式第1号その1

申請資格5の該当者:様式第1号その2

(ii) 学位論文冊子体 3部

A4判縦置き横書きを原則とする。

(iii) 学位論文および論文要旨の電子ファイル 1部

A4 判横書きにより印刷することを前提とした電子データを PDF ファイルとして保存した CD-R 等の電子媒体

- (iv) 学術情報リポジトリへの博士学位論文登録申請書(様式3) 1部
- (v) 学位論文表紙の写し 1部 (論文と各種書類の申請者氏名と論文題目の統一を図るために使用)
- (vi) 論文要旨 50部

横書き4,000字以内(英文の場合、1,500語程度以内)を、A4用紙3枚以内に印刷したもの(なお、論文要旨作成には、「論文要旨の標準的な書式設定」を参照のこと)

(vii) 論文目録(様式第2号) 1部

「論文目録」の参考論文の欄には、本論文の参考となる論文を添付して提出する場合の み記載すること。

- (viii) 履歴書(様式第3号) 1部
- (ix) 申請者紹介(様式第4号) 1部
  - a 学位論文の題目が外国語の場合は和訳文を付記すること。
  - b 学位論文の基礎となっている専門学術誌に掲載された論文があるときは備考欄に 一覧表を記載する。なお、この一覧表には掲載決定のものも記載することができる。

#### (提出書類等一覧)

	学位 申請書	論文 冊子体	電子 データ	登録 申請書	表紙 写し	要旨	論文 目録	履歴書	申請者 紹介書
必要数	1	3	1	1	1	50	1	1	1

その他に以下の提出書類等が必要な場合がある。

(x) 承諾書(様式第5号)

(ix) b において、専門学術誌に掲載された論文に共著者があり、それを学位論文として使用するに際し承諾を必要とする場合。

(xi) 単位修得証明書 1部

申請資格5に該当する場合。

#### 1-3 申請期限

申請資格1、3及び4に該当し、かつ3月及び9月に修了を希望する者にあっては、それぞれ1月10日及び7月10日(その日が土・日・祝日にあたるときは、前日または前週の金曜日)、それ以外の者は随時。

#### 1-4 公表手続

学位を授与された者は、1年以内に学位論文の全文をインターネットを介して公表する義務があり(本学学位規程第17条第2項による)、本学の学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)に登録してこれを行うこととする。ただし学位論文全文をインターネットを介して公表できない「やむを得ない事由」がある場合は、以下の所定の手続きをとり、全文に代えて論文要旨とは別に要約を公表することができる。

- (i) 次の手続きにより「学位論文全文に代えて要約を公表することの承認通知書」の交付を 受けること。
  - ① 学位論文全文をリポジトリで公表できないやむを得ない事由があり、その事由が解消 される見込みがないか、解消されるのに 1 年以上<sup>(注)</sup>かかることが見込まれる場合は、 「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」(様式 1)を研究科に提出する。
  - ② この申立について研究科会議において審査し、「やむを得ない事由」があると認めた場合は、学長に報告する。
  - ③ 学長は「学位論文全文に代えて要約を公表することの承認通知書」(様式 2) を学位取得者に交付する。
  - ④ 前項の交付は、学位取得日から 1 年後の一月前までに行うものとする(本学学位論文の公表に関する取扱要領による)。 <sup>注</sup>1年以内に解消される見込みが、事情により 1年以上かかることになった場合は、 学位授与後 11ヶ月目までに同じ手続きが必要
- (ii) 「1-2 申請手続き」における、提出書類等(ii)学位論文冊子体(3 部)のうち2 部は、 国立国会図書館と本学図書館で保管と閲覧に供するため、長期保存に耐える方式によ り印刷製本し、大阪府立大学審査学位論文と明記したものを提出すること。
- (iii) 「1-2 申請手続き」における、提出書類等 (iii)電子データは学位論文の全文及び要約 の PDF ファイルを提出すること。
- (iv) 学位論文の要約公表が認められる期間は、立体形状、著作権、個人情報又は共同研究 に係る制約がある場合を除き、学位授与日から 5 年以内とする。期間を過ぎても全文 を公表できない場合は、改めて学位取得者又は指導教員が「学位論文全文に代えて要 約を公表することの申立書」(様式 1)を研究科に提出し、承認を得なければならない。
- (v) 前項の手続きが行われない場合や、研究科の承認が得られなかった場合は、期限を過ぎ た時点で、自動的に全文を公表する。
- (vi) 要約公表の事由が解消し論文全文の公表が完了した場合、提出された学位論文の冊子 体は大学の責任において破棄する。

「やむを得ない事由」とは、「学位論文の公表に関する取扱要領」第7条による。

学位論文全文に代えて要約を公表する「やむを得ない事由」は次のとおりとする。

- (1) インターネット公表ができない内容を含む場合
- a. 当該論文に立体形状による表現を含む場合
- b. 著作権や個人情報に係る制約がある場合
- C. 共同研究者等が非公表と定めている事項を含む場合

- (2) インターネットによる公表により明らかな不利益が発生する場合
- a. 出版刊行をしている、もしくは予定されている場合
- b. 学術雑誌に掲載されている、もしくは予定されている場合
- **C.** 特許の申請がある、もしくは予定されている場合
- (3) その他

研究科が特に「やむを得ない事由」があると認めた場合

#### 2. 学位授与の審査

学位授与の申請が受理されたとき、研究科会議は次の順序により審査する。

#### 2-1 審査に至る手続と審査

- (1)研究指導教員は学位授与の申請を承認したとき、その旨を所属専攻の「専攻長」に通知する。また、研究指導教員は申請手続について申請者と話し合うことが望ましい。
- (2)学位授与の申請を受けた研究科長は専攻長会議において調整を行った上、研究科会議において次の項目を提示し審議・決定する。
  - (i) 申請者の紹介
  - (ii) 審査委員会(主査1名・副査2名以上)の設置

審査委員会は本研究科の教授3名以上の審査委員をもって組織する。ただし、研究 科会議において特に認める場合は、本研究科の准教授を1名に限り審査委員に充て ることができる。なお、研究科会議において必要と認める場合は、次の各号に掲げ る者を加えることができる。

- 一. 本研究科の准教授及び講師
- 二. 他の研究科の教授
- 三、他の大学院の教授
- 四. 研究所等の教員等

審査委員会の主査は本研究科の教授が担当する。ただし、必要と認める場合は、本研究科の准教授を主査に充てることができる。

- (iii) 論文発表会開催予定日
- (3)論文発表会

発表会は公開し、要旨を配付する。また、発表会開催日の5日前までに申請者名、論文 題目、日時、場所等を公示する。

(4)最終試験の実施

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口述または筆記により行う。

(5)審査会議

発表会直後に、審査委員会委員及び当該専攻の教授からなる会議を開催し、合否を検討する。

#### 2-2 学位論文審査委員会の任務

学位論文審査委員会の主たる任務は次のとおりである。

- (1)学位論文の審査
- (2)発表会の開催
- (3)最終試験の実施
- (4)学位論文審査結果の報告

学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、

- (i)学位論文の内容の要旨
- (ii)審査結果の要旨
- (iii)最終試験結果の要旨
- (iv)審査委員会の所見

を記載した論文審査報告書を作成する(A4判2,000字以内、50部)。

また、この報告は学位授与の申請が受理された日から、1年以内に行わなければならない。 なお、可否投票後、論文要旨及び論文審査報告書をワードで作成し保存したCD-R等の 電子媒体を提出する。

#### 3. 学位授与の審議

学位授与の審議は、研究科教授会において次の方法により行う。

(1)論文審査報告書の配付

研究科長は、研究科教授会の開催1週間前までに論文審査報告書を全教授に配付する。

(2)生命環境科学研究科教授会

研究科教授会は次の2項目について学位授与の可否を審議・決定する。

(i) 審査結果の報告

学位論文審査委員会主査が、学位論文の要旨、学位論文審査の結果、最終試験結果及び審査委員会の所見について、論文審査報告書の記載どおりである旨を報告する(但し、内容の朗読は必要としない)。

(ii) 可否投票

前項の学位論文審査委員会主査の報告にもとづいて審議を行い、学位授与の可否 を無記名投票によって議決する。

#### 4. 学位の授与

◎申請資格1、3及び4に該当する者。

3月修了 学位授与日:3月31日

学位記授与式:3月24日

9月修了 学位授与日:9月25日

学位記授与式:9月下旬(授与式の日時については別途通知)

○申請資格2に該当する者。

3月修了 学位授与日:3月31日

学位記授与式:3月24日

9月修了 学位授与日:9月25日

学位記授与式:9月下旬(授与式の日時については別途通知)

上記以外 学位授与日:決定日(研究科教授会)の月末日

学位記授与式:3月24日、9月下旬(授与式の日時については別途通知)

◎申請資格5に該当する者。

学位授与日:決定日(研究科教授会)の月末日

学位記授与式:3月24日、9月下旬(授与式の日時については別途通知)

# B. 論文博士(学位規程第3条第3項)

#### 1. 学位授与申請

- 1-1 申請資格(いずれも学位規程第5条第4項に該当)
  - 学位授与を申請できる者の資格は次のとおりとする。
  - 資格1 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者。
  - 資格2 博士前期課程あるいは修士課程を修了後または修業年限6年の大学課程を卒業後4 年以上の研究歴を有する者。
  - 資格3 大学学部卒業後7年以上の研究歴を有する者。
  - 資格4 短期大学または旧制専門学校卒業後11年以上の研究歴を有する者。
  - 資格5 上記と同等以上の学力と研究歴を有することが研究科会議で認められた者。
  - 獣医学専攻に学位を申請する場合は次のとおりとする。
  - 資格1 博士課程獣医学専攻及び旧制度の博士後期課程獣医学専攻に所定の年数以上在学 し、所定の単位を修得して退学した者。
  - 資格2 修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業または修士課程あるいは博士前期課程 修了後5年以上の研究歴を有する者。
  - 資格3 修業年限4年の大学の課程を卒業後7年以上の研究歴を有する者。
  - 資格4 短期大学または旧制専門学校卒業後11年以上の研究歴を有する者。
  - 資格5 上記と同等以上の学力と研究歴を有することが研究科会議で認められた者。
  - ◎学位授与を申請する者は、学位の種類を指定して、学長に提出するものとする。
  - ◎資格5 の申請者は、資格審査委員会で学位授与申請資格を認定されたのち申請手続をすること。

#### 1-2 申請手続

学位授与を申請する者は、あらかじめ論文審査を担当する予定の教員(以下「審査担当 予定教員」という)の承認を得たのち、次の書類等を研究科長に提出し、学長に申請す る。この場合、申請の承認を求められた審査担当予定教員は、所属する専攻の教授(専 攻長)または関連のある専攻の教授(専攻長)と協議して、承認の可否を決定する。 申請者は下記の書類等を教育推進課又はりんくうキャンパス事務所に提出すること。

- (i) 学位授与申請書(様式第1号その3) 1部
- (ii) 学位論文冊子体 3部

A4判縦置き横書きを原則とする。

- (iv) 学術情報リポジトリへの博士学位論文登録申請書(様式3) 1部
- (v) 学位論文表紙の写し 1部 (論文と各種書類の申請者氏名と論文題目の統一を図るために使用)
- (vi) 論文要旨 50部

横書き4,000字以内(英文の場合、1,500語程度以内)を、A4用紙3枚以内に印刷したもの(なお、論文要旨作成には、「論文要旨の標準的な書式設定」を参照のこと)

(vii) 論文目録(様式第2号)

1部

「論文目録」の参考論文の欄には、本論文の参考となる論文を添付して提出する場合 のみ記載すること。

(viii) 履歴書 (様式第3号)

1部

(ix) 申請者紹介(様式第4号)

1部

- a 学位論文の題目が外国語の場合は和訳文を付記すること。
- b 学位論文の基礎となっている専門学術誌に掲載された論文があるときは備考欄に一覧表を記載する。なお、この一覧表には掲載決定のものも記載することができる。

#### (提出書類等一覧)

	学位 申請書	論文 冊子体	電子 データ	登録 申請書	表紙 写し	要旨	論文 目録	履歴書	申請者 紹介書
必要数	1	3	1	1	1	50	1	1	1

その他に以下の提出書類等が必要な場合がある。

(x)承諾書(様式第5号)

(ix) bにおいて、専門学術誌に掲載された論文に共著者があり、それを学位論文として使用するに際し承諾を必要とする場合。

(xi) 単位修得証明書

1部

学位規程第10条第2項該当者(博士後期課程又は獣医学博士課程の単位修得退学者のうち、退学後3年以内に申請する者)及び本研究科の博士後期課程又は獣医学博士課程を単位修得退学した者。

#### 1-3 審査料

上記提出書類とともに所定の審査料を納めること。

#### 1-4 申請

申請は随時行うことができる。

#### 1-5 公表手続

学位を授与された者は、1年以内に学位論文の全文をインターネットを介して公表する 義務があり(本学学位規程第17条第2項による)、本学の学術情報リポジトリ(以下 「リポジトリ」という。)に登録してこれを行うこととする。ただし学位論文全文をイ ンターネットを介して公表できない「やむを得ない事由」がある場合は、以下の所定の 手続きをとり、全文に代えて論文要旨とは別に要約を公表することができる。

- (i) 次の手続きにより「学位論文全文に代えて要約を公表することの承認通知書」の交付 を受けること。
  - ① 学位論文全文をリポジトリで公表できないやむを得ない事由があり、その事由が解消 される見込みがないか、解消されるのに 1 年以上(注)かかることが見込まれる場合は、 「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」(様式 1)を研究科に提出する。
  - ② この申立について研究科会議において審査し、「やむを得ない事由」があると認めた場

合は、学長に報告する。

- ③ 学長は「学位論文全文に代えて要約を公表することの承認通知書」(様式 2) を学位取得者に交付する。
- ④ 前項の交付は、学位取得日から 1 年後の一月前までに行うものとする(本学学位論文の公表に関する取扱要領による)。
  - <sup>注</sup>1年以内に解消される見込みが、事情により1年以上かかることになった場合は、 学位授与後11ヶ月目までに同じ手続きが必要
- (ii) 「1-2 申請手続き」における、提出書類等(ii)学位論文冊子体(3部)のうち2部は、 国立国会図書館と本学図書館で保管と閲覧に供するため、長期保存に耐える方式により印刷製本し、大阪府立大学審査学位論文と明記したものを提出すること。
- (iii) 「1-2 申請手続き」における、提出書類等 (iii)電子データは学位論文の全文及び要約の PDF ファイルを提出すること。
- (iv) 学位論文の要約公表が認められる期間は、立体形状、著作権、個人情報又は共同研究 に係る制約がある場合を除き、学位授与日から 5 年以内とする。期間を過ぎても全文 を公表できない場合は、改めて学位取得者又は指導教員が「学位論文全文に代えて要 約を公表することの申立書」(様式 1)を研究科に提出し、承認を得なければならない。
- (v) 前項の手続きが行われない場合や、研究科の承認が得られなかった場合は、期限を過ぎた時点で、自動的に全文を公表する。
- (vi) 要約公表の事由が解消し論文全文の公表が完了した場合、提出された学位論文の冊子 体は大学の責任において破棄する。

「やむを得ない事由」とは、「学位論文の公表に関する取扱要領」第7条による。

学位論文全文に代えて要約を公表する「やむを得ない事由」は次のとおりとする。

- (1) インターネット公表ができない内容を含む場合
- a. 当該論文に立体形状による表現を含む場合
- b. 著作権や個人情報に係る制約がある場合
- c. 共同研究者等が非公表と定めている事項を含む場合
- (2) インターネットによる公表により明らかな不利益が発生する場合
- a. 出版刊行をしている、もしくは予定されている場合
- b. 学術雑誌に掲載されている、もしくは予定されている場合
- **C.** 特許の申請がある、もしくは予定されている場合
- (3) その他

研究科が特に「やむを得ない事由」があると認めた場合

#### 2. 学位授与の審査

学位授与の申請が受理されたとき、研究科会議は次の順序により審査する。

#### 2-1 審査に至る手続と審査

(1) 審査担当予定教員は学位授与の申請を承認したとき、その旨を所属専攻の「専攻長」に通知する。

「専攻長」は同専攻内の教員及び必要があるときは他の専攻の教員とあらかじめ(2)に掲げられた事項を協議しておく。

- (2) 学位授与の申請を受けた研究科長は専攻長会議において調整を行った上、研究科会議において次の項目を提示し審議・決定する。
  - (i) 申請者の紹介
  - (ii) 審査委員会(主査1名・副査2名以上)の設置

審査委員会は本研究科の教授3名以上の審査委員をもって組織する。ただし、研究科会議において特に認める場合は、本研究科の准教授を1名に限り審査委員に充てることができる。

なお、研究科会議において必要と認める場合は、次の各号に揚げる者を加える ことができる。

- 一. 本研究科の准教授及び講師
- 二. 他の研究科の教授
- 三. 他の大学院の教授
- 四. 研究所等の教員等

審査委員会の主査は本研究科の教授が担当する。ただし、必要と認める場合は、本研究科の准教授を主査に充てることができる。

(iii)学力確認

確認方法については別記。

- (iv) 論文発表会開催予定日
- (3) 学力確認の実施

学力確認のための試験は、英語及び専門科目2~3科目以上(学位論文を中心としてこれに関連あるもの)について行うものとする。

- (i) 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者が、退学後3年以内に論 文博士の学位の授与を申請した場合は学力の確認を省略することができる。
- (ii) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者については、学力確認のための試験の一部を免除することができる。
- (iii) 短期大学または旧制専門学校卒業者及びその他の者については、専門基礎学科目 (数学、物理学、化学、生物学等) を加えることがある。
  - ◎ただし、獣医学専攻で学位を申請する場合は、博士課程獣医学専攻については、 「3年以上在学し」を「4年以上在学し」に読み替える。
  - ◎なお、旧制度の大学院に在学した者については読み替えない。
- (4) 論文発表会

発表会は公開し、要旨を配付する。また、発表会開催日の5日前までに申請者名、論 文題目、日時、場所等を公示する。

(5) 審査会議

発表会直後に、審査委員会委員及び当該専攻の教授からなる会議を開催し、合否を検討する。

#### 2-2 学位論文審査委員会の任務

学位論文審査委員会の主たる任務は次のとおりである。

- (1) 学位論文の審査
- (2) 発表会の開催

- (3) 学力確認試験の実施
- (4) 学位論文審査結果及び学力確認結果の報告 学位論文の審査を終了したときは、
  - (i) 学位論文の内容の要旨
  - (ii) 審査結果の要旨
  - (iii) 審査委員会の所見

を記載した論文審査報告書(A4判2,000字以内、50部)を作成し、学力確認試験を終了したときは、学力確認結果報告(様式第6号)を作成する。

また、これらの報告は学位授与の申請が受理された日から、1年以内に行わなければならない。

なお、可否投票後、論文要旨及び論文審査報告書をワードで作成し保存したCD-R等の電子媒体を提出する。

#### 3. 学位授与の審議

学位授与の審議は、研究科教授会において次の方法により行う。

(1) 論文審査報告書の配付

研究科長は、研究科教授会の開催1週間前までに論文審査報告書を全教授に配付する。

(2) 生命環境科学研究科教授会

研究科教授会は次の3項目について学位授与の可否を審議・決定する。

(i) 論文の審査結果の報告

学位論文審査委員会主査が、学位論文の要旨、学位論文審査の結果及び審査委員会の所見について、論文審査報告書の記載どおりである旨を報告する(但し、内容の朗読は必要としない)。

(ii) 学力確認

学位論文審査委員会主査が論文審査報告と併せて学力確認の結果を報告する(但し、内容の朗読は必要としない)。

(iii) 可否投票

学位論文審査委員会主査の報告にもとづいて審議を行い、学位授与の可否を無記 名投票によって議決する。

#### 4. 学位の授与

学位授与日:決定日(研究科教授会)に近い10日、20日、月末日

例: 1月24日 研究科教授会 1月31日

2月24日 研究科教授会 2月28日(又は29日)

学位記授与式:3月24日、9月下旬(授与式の日時については別途通知)

# C. 修士(学位規程第3条第1項)

#### 1. 学位授与申請

- 1-1 申請資格(いずれも学位規程第5条第1項に該当) 学位授与を申請できる者の資格は次のとおりとする。
- 資格 1 博士前期課程に在学中で、学位論文審査終了時までに在学期間が 2 年に達し、かつ、所定の単位を修得する見込みのある者。
- 資格 2 博士前期課程に在学中で、在学期間が 2 年を越える者のうち、既に所定の単位を 修得した者、または論文審査終了時までに所定の単位を修得する見込みのある 者。
- 資格 3 博士前期課程に在学中で、学位授与審査終了時までに、在学期間が1年以上経過し、かつ、所定の単位を修得する見込みの者で、研究科会議において特例として 在学期間の短縮が認められた者。
  - ◎資格 3 の申請者は、資格審査委員会で学位授与申請資格を認定されたのち申請手続を すること。

#### 1-2 申請手続

- (1) 修士の学位授与を申請する者は、研究指導教員の承認を得たのち、次の書類等を研究 科長に提出し、学長に申請する。
  - (i) 学位授与申請書(様式第1号その1) 1部
  - (ii) 修士論文題目 (様式第7号) 1部 (学位論文の題目が外国語の場合は訳文を付記すること)
  - (iii) 学位論文
  - (iv) 学位論文の要旨
  - ◎申請者は(i),(ii)を教育推進課に提出すること。また、(iii),(iv)は、審査の都合上、正本及び写しを申請者の研究指導教員に提出すること。
- (2) 申請資格 3 に該当する者のうち、学位論文に代わる研究成果のある者は、その研究成果を示す報告書(学術雑誌等掲載論文の別刷等)と研究成果の概要で、学位論文と学位論文の要旨に代えることができる。

#### 1-3 申請期限

申請資格 1 及び 3 に該当し、かつ 3 月及び 9 月に所定の単位を修得する見込みのある者にあっては 1 月 31 日及び 7 月 31 日(その日が土・日曜日にあたるときは、前日または前週の金曜日)、それ以外の者にあっては随時。

#### 2. 学位授与の審査

学位授与の申請が受理されたとき、本研究科会議は次の順序により審査する。

- (1) 研究指導教員は学位授与の申請を承認したとき、その旨を所属専攻の「専攻長」に通知する。
- (2) 学位授与の申請を受けた研究科長は専攻長会議において調整を行った上、研究科会議において次の項目を提示し審議・決定する。
  - (i) 申請者の紹介
  - (ii) 審査委員会(主査1名・副査2名以上)の設置 審査委員会は本研究科の教授3名以上の審査委員をもって組織する。ただし、研究科会議において特に認めるときは、本研究科の准教授又は講師を1名に限り審査委員に充てることができる。

なお、研究科会議において必要と認める場合は、次の各号に揚げる者を加えることができる。

- 一. 本研究科の准教授及び講師
- 二. 他の研究科の教授
- 三. 他の大学院の教授
- 四. 研究所等の教員等

審査委員会の主査は本研究科の教授が担当する。ただし、必要と認める場合は、本研究科の准教授又は講師を主査に充てることができる。

- (iii) 論文発表会開催予定日
- (3) 論文発表会

発表会は公開し、要旨(専攻長がとりまとめる)を配付する。

(4) 最終試験の実施

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口述または筆記により行う。

(5) 審査会議

発表会直後に、審査委員会委員及び当該専攻の教授からなる会議を開催し、合否を検 討する。

#### 3. 学位授与の審議

学位授与の審議は、研究科会議において次の方法により行う。

(1) 申請資格 1 該当者

次の項目について一括記載した一覧表及び学位論文要旨集により、学位授与の可否を 決定する。

- (i) 申請者氏名
- (ii) 学位論文題目
- (iii) 学位論文審查委員名
- (iv) 学位論文審査結果の要旨(可、否を記入)
- (v) 最終試験結果の要旨(合、否を記入)
- (vi) 修得単位数
- (2) 申請資格2該当者

学位論文審査委員会主査は、学位論文審査委員会報告書及び学位論文の要旨により、 学位論文審査結果の要旨及び最終試験結果の要旨を報告し、会議は審議の上、学位授与 の可否を決定する。

申請資格2に該当する者のうち、1月31日及び7月31日までに申請した者については、申請資格1に該当する者と同一の方法により審議することができる。

(3) 申請資格3該当者

学位授与審査委員会主査は、学位授与審査委員会報告書及び学位論文の要旨により、 学位論文審査結果の要旨及び最終試験結果の要旨を報告し、会議は審議の上、学位授与 の可否を決定する。なお、申請者が学位論文に代わる研究成果がある場合には、学位論 文の要旨を研究成果の概要で代えることができる。

#### 4. 学位の授与

◎申請資格1及び3に該当する者。

3月修了 学位授与日:3月31日

学位記授与式: 3月24日

9月修了 学位授与日:9月25日

学位記授与式:9月下旬(授与式の日時については別途通知)

○申請資格2に該当する者。

3月修了 学位授与日:3月31日

学位記授与式: 3月24日

9月修了 学位授与日:9月25日

学位記授与式:9月下旬(授与式の日時については別途通知)

上記以外 学位授与日:決定日(研究科会議)の月末日

学位記授与式:3月24日、9月下旬(授与式の日時については別途通知)

#### 補則

この要項に定めのない事項及び要項を変更するときは生命環境科学研究科会議において定める。

#### 附則

この要領は平成17年12月1日から施行する。

(平成17年11月24日研究科会議承認)

この要領は平成18年6月1日から施行する。

(平成18年5月25日研究科会議承認)

この要領は平成19年11月1日から施行する。

(平成 19年 10月 25日研究科会議承認)

この要領は平成24年7月1日から施行する。

(平成24年6月28日研究科会議承認)

この要領は平成25年7月1日から施行する。

(平成25年7月18日研究科会議承認)

この要領は平成27年8月1日から施行する。

(平成27年7月16日研究科会議承認、平成27年8月27日研究科会議追加承認)

この要領は平成28年6月1日から施行する。

(平成28年5月26日研究科会議承認)

この要領は平成31年4月1日から施行する。

(平成30年12月13日研究科会議承認)

この要領は令和2年4月1日から施行する。

(令和2年2月13日研究科会議承認)

この要領は令和3年4月1日から施行する。

(令和3年2月18日研究科会議承認)